

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長  
皇宮警察の長  
各管区警察局長殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
警察大学校の長

警察庁丙鑑発第9号  
令和6年3月18日  
警察庁刑事局長

### 警察犬の効果的な運用について(通達)

警察犬の運用において必要な基本的事項について、令和6年4月1日以降は、下記のとおりとするので、効果的な運用を図られたい。

#### 記

#### 1 警察犬運用上の基本的配意事項

##### (1) 直轄警察犬

直轄警察犬(警察において直接管理運用する警察犬をいう。以下同じ。)については、夜間、休日にかかわらず迅速な出動が可能であること、(2)の嘱託警察犬(嘱託警察犬審査会に合格し、あらかじめ犯罪捜査等のための出動を嘱託した警察犬をいう。以下同じ。)では対応に限界がある危険を伴う事件や特殊な事件等においても出動が可能であることなどを踏まえ、その管理運用を適切に行うこと。

##### (2) 嘱託警察犬

ア 嘱託警察犬を嘱託するに当たっては、犯罪捜査等のための出動に必要とされる資質、能力を有しているか等、嘱託しようとする犬及びその所有者等の適格性を審査し、嘱託後、嘱託の継続にふさわしくない事由が発生した場合は、嘱託の解除について検討すること。

イ 嘱託警察犬の所有者等との間で、出動時の連絡に関する事、出動する事件等の範囲、嘱託期間、嘱託警察犬の借上げに要する費用、嘱託警察犬の訓練に関する事等、必要と認める事項をあらかじめ定めるなどした上

で、平素から緊密に連携し、積極的な運用に努めるとともに、各都道府県の倫理規定等に基づき、適切な関係を保持すること。

ウ 嘱託警察犬の所有者等に対する講習会及び直轄警察犬との合同訓練を行うほか、本通達に定める直轄警察犬の訓練要領を共有するなどして、嘱託警察犬の能力向上に努めるとともに、適宜、賞揚を行うなど、嘱託警察犬の拡充及びその効果的運用に努めること。

エ 直轄警察犬が配備されている場合であっても、各都道府県警察等の実情に応じ、役割分担を考えるなどして、嘱託警察犬の活用も図ること。

## 2 運用体制

(1) 皇宮警察本部、警視庁、各道府県警察本部及び方面本部に運用責任者を置き、皇宮警察本部にあつては警備第二課長を、警視庁、各道府県警察本部及び方面本部にあつては鑑識課長をそれぞれ充てる。

(2) 運用責任者は、直轄警察犬を運用するに当たり、所属の職員の中から直轄警察犬担当者を指定し、直轄警察犬の飼育、訓練及び出動に従事させること。

なお、直轄警察犬担当者の指定に当たっては、専門的な技能及び知識並びに犬との信頼関係の確立が必要なことから、警察犬に対して熱意を持ち、かつ、比較的長期にわたり継続して勤務することが可能な職員を指定すること。

(3) 運用責任者は、直轄警察犬担当者の技能を向上させるため、訓練、講習等の必要な教養が十分に行われるよう配慮するとともに、警察職員に対し、警察犬の活用に必要な教養を積極的に実施すること。

(4) 運用責任者は、直轄警察犬の運用のほか、嘱託警察犬の運用についても、嘱託警察犬の所有者等と緊密な連絡を取り、嘱託警察犬の積極的な出動に配慮すること。

## 3 直轄警察犬調達基準・手続

### (1) 調達基準

直轄警察犬を調達する際の基準については、別表1「直轄警察犬調達基準」のとおりとするので、当該基準に従い、事前に十分な検討を行うこと。

なお、嘱託警察犬についても、嘱託に際し、本基準に倣って審査するよう努めること。

### (2) 調達手続

直轄警察犬を調達する際には、可能な限り幅広く候補となる犬の情報収集に努め、適正な会計手続によって調達すること。

なお、調達に際しては、警察庁刑事局犯罪鑑識官宛に、調達候補犬の犬名、生年月日、犬種、調達希望時期及び選定理由等を事前に報告すること。

#### 4 訓練

##### (1) 訓練基準

運用責任者は、直轄警察犬について、服従訓練、嗅覚訓練及び警戒訓練を反復実施するものとし、その細目は、別表2「直轄警察犬訓練基準」のとおりとする。

##### (2) 訓練要領

###### ア 意図の伝達方法

(ア) 直轄警察犬担当者の意図は、声符（音声による指示）及び視符（動作による指示）によって、直轄警察犬に伝えること。

(イ) 声符及び視符は、厳正な態度で明確に下すこと。

###### イ 訓練種目及び細目

###### (ア) 服従訓練

服従訓練は、別記「服従訓練要領」により行い、直轄警察犬として必要な基本の諸動作を習得させるとともに、直轄警察犬担当者に対する信頼と服従の習性を養い、嗅覚訓練及び警戒訓練の基礎を作ること。

###### (イ) 嗅覚訓練

嗅覚訓練は、別記「嗅覚訓練要領」により行い、直轄警察犬が犯罪捜査等において、足跡追及作業及び臭気選別作業等を的確に行うことができるように練成すること。

###### (ウ) 警戒訓練

警戒訓練は、別記「警戒訓練要領」により行い、直轄警察犬が犯罪捜査等において、警戒作業を忠実かつ的確に行うように練成すること。

#### 5 出動

(1) 皇宮警察本部、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の事件担当課長又は警察署長等（以下「警察署長等」という。）は、犯罪捜査等のため必要と認めたときは、運用責任者に対し警察犬の出動を要請することができる。

- (2) 運用責任者は、前項の出動要請があった場合において必要があると認めるときは、直ちに、警察犬を出動させるための措置を執ること。
- (3) 運用責任者は、警察署長等と緊密な連絡を取り、警察犬の効果的な出動が図られるよう留意すること。
- (4) 運用責任者は、事件、事故等を認知した場合において急を要すると認めるときは、警察署長等の出動要請を待つことなく、積極的に警察犬を出動させるための措置を執るよう配意すること。

## 6 簿冊の備付け

- (1) 運用責任者は、警察犬について、別記様式「犬籍カード」を作成し、その写しを警察庁刑事局犯罪鑑識官に送付すること。
- (2) 運用責任者は、前項の「犬籍カード」のほか、日誌、出動結果記録簿その他必要な簿冊を備え付け、警察犬の管理運用の状況を明らかにしておくこと。

## 7 報告

警察犬の運用に関し、顕著な功績又は特異若しくは重大な事故があったときは、速やかに、皇宮警察、警視庁及び北海道警察本部にあつては警察庁刑事局犯罪鑑識官に、その他の府県警察本部にあつては警察庁刑事局犯罪鑑識官及び管区警察局広域調整担当部長に事案発生の日時、場所、事案の概要及び警察犬名等をそれぞれ報告すること。

## 8 直轄警察犬の派遣要請

警察法第60条第1項の規定に基づき、担当者及び直轄警察犬の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うこと。

- (1) 派遣要請を必要とする理由
- (2) 派遣を希望する担当者及び直轄警察犬の数
- (3) 派遣を希望する日時及び期間
- (4) その他必要な事項

## 9 その他

- (1) 直轄警察犬及び犬舎その他必要な物品については、物品管理法（昭和31年法律第113号）その他の物品管理に関する法令等に定めるところにより、その適正な管理を行うこと。
- (2) 直轄警察犬の管理運用に当たっては、狂犬病予防に関する法令及び地方公

共団体の飼犬に関する条例等を遵守すること。

- (3) 高齢その他の理由により警察犬としての能力を欠くに至った直轄警察犬について、物品管理法第27条に基づき、国有物品として不用の決定を行った場合において、当該直轄警察犬の引取りを希望する者に引き渡そうとするときは、その者が当該直轄警察犬を適切に飼養することができるか否かを確認の上、引渡し時に、狂犬病予防に関する法令、地方公共団体の飼犬に関する条例等を遵守するよう指導すること。

別表 1

## 直轄警察犬調達基準

項 目	内 容
健康状態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 皮膚の発疹、便の状態等、健康に異常が認められないこと。</li><li>・ 骨格がしっかりしており、歩様が良好で、股関節・肘関節に異常がないこと。</li></ul>
資 質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 持来欲が旺盛で高い集中力を維持できること。</li><li>・ 明朗で豪胆な性格であること。</li><li>・ 使役者に対する服従心に富んでいること。</li></ul>
血 統	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 足跡追及、臭気選別等の能力に優れた血統であること。</li><li>・ 股関節形成不全等を発症する血統でないこと。</li><li>・ 早期繁殖、インブリード（極近親繁殖）でないこと。</li></ul>

別表 2

直轄警察犬訓練基準

訓練種目	細目
服従訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 停座</li> <li>2. 伏臥</li> <li>3. 立止</li> <li>4. 踞座</li> <li>5. 休止</li> <li>6. 招呼</li> <li>7. 脚側行進</li> <li>8. 物品持来</li> <li>9. 障害飛越</li> <li>10. 前進及び方向変換</li> <li>11. 咆哮</li> <li>12. 環境馴致</li> </ol>
嗅覚訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 足跡追及</li> <li>2. 臭気選別</li> <li>3. 地域搜索</li> </ol>
警戒訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 对人警戒</li> <li>2. 物品監守</li> <li>3. 攻撃</li> <li>4. 禁足咆哮</li> <li>5. 凶器奪取</li> <li>6. 犯人護送</li> </ol>

別記 服従訓練要領

訓練細目	意義	指 示		訓練要領	備考
		声 符	視 符		
停座	警察犬(以下「犬」という。)を座らせること。	スワール	右手の示指を伸ばして手を握り、肘を曲げて手を左胸部の前へ持っていく。	<p>(脚側停座)</p> <p>担当者は、犬を左側に立たせて、左手で引き紐を把持したまま基本の姿勢をとった後、左足を半歩後方へ引くとともに、体を左にひねって、犬に注目しながら、声符を下すと同時に右手を下から押し上げるようにして視符を下す。</p> <p>犬が停座したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p> <p>訓練の進度に応じて、引き紐を外し、紐付きの場合と同じ要領で訓練を行う。</p>	・「基本の姿勢」とは、警察操典に定める基本の姿勢をいう。
				<p>(脚側行進中の停座)</p> <p>担当者は、脚側行進中、担当者の右足が前に出たときに、進行を停止し、体をひねって、犬に注目しながら声符及び視符を下す。</p> <p>犬が停座したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手をたれて基本の姿勢となる。</p>	
			右手の示指を伸ばして手を握り、上腕が水平となり、かつ、前腕が垂直となるよう体側に手を上げる。	<p>(遠隔動作)</p> <p>担当者は、離れた位置で停止している犬に向かって基本の姿勢をとり、犬に注目して左足を半歩後方に引きながら、声符及び視符を下す。</p> <p>犬が停座したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
伏臥	犬に、腹部を地面に付け、伏せの姿勢をとらせること。	フセ	右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを下に向けて左胸部前から前方斜め下方に下ろす。	<p>(脚側停座からの伏臥)</p> <p>担当者は、脚側停座した犬に対し、基本の姿勢から犬に注目し、右足を半歩前へ踏み出すと同時に、声符及び視符を下す。犬が伏臥したら、担当者は左足を引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
				<p>(脚側行進中の伏臥)</p> <p>担当者は、脚側行進中、担当者の右足が前に出たときに行進を停止し、犬に注目しながら声符及び視符を下す。</p> <p>犬が伏臥したら、担当者は、左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
				<p>(遠隔動作)</p>	



				<p>担当者は、離れた位置で停止している犬に向かって基本の姿勢をとり、犬に注目して右足を半歩前へ踏み出すと同時に、声符及び視符を下す。</p> <p>犬が伏臥したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
立止	<p>停座又は伏臥している犬を立たせること。</p>	<p>タッテ マテ</p>	<p>右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬の顔の前に持っていく。</p>	<p>(脚側停座(伏臥)からの立止)</p> <p>担当者は、脚側停座(伏臥)した犬に対して、基本の姿勢から犬に注目し、右足を半歩前へ踏み出すと同時に声符及び視符を下す。犬が立ったら、左足を引き付けるとともに右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
			<p>両手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬に向け、肘を体側に付けて、前腕が水平となるように手を上げる。</p>	<p>(遠隔動作)</p> <p>担当者は、離れた位置で停座(伏臥)した犬に向かい、基本の姿勢から左足を半歩後方に引くと同時に、声符及び視符を下す。</p> <p>犬が立ったら、左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
<p>きよざ 踞座</p>	<p>進行中の犬を停止させ、又はその場に待たせること。</p>	<p>マテ</p>	<p>右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬の顔の前に持っていく。</p>	<p>(脚側停座(伏臥)からの踞座)</p> <p>担当者は、脚側停座(伏臥)した犬に対して、基本の姿勢から犬に注目しながら声符及び視符を下した後、右手を垂れて基本の姿勢にもどると同時に、適宜前進(おおむね6歩)して停止し、基本の姿勢となる。</p>	<p>・担当者がその位置を離れても、犬がそのままの姿勢で待つよう訓練すること。</p>
				<p>(脚側行進中の踞座)</p> <p>担当者は、脚側行進中、担当者の右足が前に出たときに行進を停止し、体を左にひねって犬に注目しながら声符及び視符を下す。</p> <p>犬が停止したら、担当者は、右手を垂れ適宜前進した後、停止して基本の姿勢となる。</p>	
			<p>両手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬に向けて両腕が水平となるように体側に上げる。</p>	<p>(遠隔動作)</p> <p>担当者は、進行中の犬に向かい、基本の姿勢から左足を半歩後方に引くと同時に、声符及び視符を下す。</p> <p>犬が停止したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、両手を垂れて基本の姿勢となる。</p>	
<p>休止</p>	<p>伏臥の状態から腰をくずし、長時間の待機に耐えられる姿勢をと</p>	<p>ヤスメ</p>	<p>右手の指をそろえて伸ばし、右腕を体側下方45度に上げ、たなごころを犬に向ける。</p>	<p>担当者は、犬を伏臥させて「踞座」を命じ、3歩前進して後方向けを行い、犬に向かって基本の姿勢をとって犬に注目し、左足を半歩後方に引きながら声符及び視符を下す。</p> <p>犬が休止したら、担当者は左足を右</p>	<p>・この訓練が過度にわたると、伏臥を命じても楽な休止の姿勢をとるなど悪癖の</p>

	らせること。			足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。	つくおそれがあるので、注意を要する。
招呼	離れたところから犬を呼び寄せること。	ヨーシ コイ	右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬に向けて頭上に高く上げる。	<p>担当者は、脚側停座(伏臥)又は行進中の犬に「踞座」を命じて他の場所へ移動し、犬に向かって基本の姿勢を取り、犬に注目して左足を半歩後方に引きながら、右手で前から大きく弧を描くようにして視符を下し、同時に声符を下す。</p> <p>犬が走り出したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となり、犬が担当者の位置に来たら脚側停座させる。</p>	
脚側 行進	犬を担当者の左側に位置させ、担当者の歩速に合わせて行進させること。	アトヘ	左手のたなごころで担当者自身の左大腿部外側をたたく。	<p>(紐付き脚側行進)</p> <p>担当者は、引き紐を左手に持ち、犬を脚側停座させた後、引き紐を軽く引いて犬に刺激を与えると同時に、声符を下して左足から前進する。行進中、担当者は絶えず犬に注意し、犬が脚側から離れるような場合は引き紐による刺激を与えると同時に、声符を下して正しく脚側行進させる。</p> <p>(紐なし脚側行進)</p> <p>紐付き脚側行進を習得した犬に対して、紐なしで脚側行進の訓練を行う。</p> <p>最初は、引き紐を付けたまま、担当者は右手で引き紐を把持し、引き紐による刺激を与え、声符を下すと同時に左手で左大腿部外側を軽打して行進し、視符による行進を習得させる。</p> <p>次に、犬の引き紐を外して声符及び視符による脚側行進の訓練を行う。犬が担当者より前へ出たり、遅れたりする場合は、声符若しくは視符を下し、又は声符及び視符を同時に下して脚側に付け、引き紐がなくても正しく脚側行進ができるように訓練する。</p> <p>訓練の進度に応じて、担当者の歩速に変化をもたせ、犬が常に担当者の歩速に合わせて行進するよう訓練する。</p>	・行進中は、犬の前肢が担当者と並ぶようにし、犬が前へ出過ぎたり、遅れたりしないようにすること。
物品 持来	投てきした物品、又は置いた物品を担当者の下に持って来させること。	ヨーシ モッテ コイ  ダーセ	右手の示指を伸ばして手を握り、物品を指さす。	<p>担当者は、犬を脚側停座させ、物品を示して「踞座」を命じ、物品を投てき(又は物品を置く)した後、「ヨーシ モッテコイ」の声符を下すと同時に、左足を半歩後方へ引いて両膝を曲げ、腰をやや落として視符を下して、犬が前進を始めたら基本の姿勢となる。犬が物品を持来したら、担当者は犬を脚側停座させた後、「ダーセ」の</p>	

				声符を下して物品を受け取る。	
障害 飛越	障害物を飛んだり、登ったりして通過させること。	トベ	右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを下にして左腰部の前から障害物の方向に向け、斜め上方に手を上げる。	(高跳び) 担当者は、障害物に向かって犬とともに駆け足で進み、障害物の直前で右足を前にして停止すると同時に、声符及び視符を下す。 犬が障害物を飛び越したら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。 訓練の進度に応じて、往復飛越、担当者は出発点にとどまり声符のみでの飛越等の訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一度失敗すると、犬は恐怖感や自信喪失のため、以後の訓練に支障を来すことがあるので、初めは飛び越し易い障害物で訓練すること。</li> <li>タイミングが重要であるから、声符及び視符を下す時期に十分注意すること。</li> </ul>
				(幅飛び) 飛び台等を使用するほか、溝や堀などの地形、地物を利用し、高飛びの要領で訓練する。	
				(板壁通過) 板壁を使用し、高飛びの要領で声符及び視符を下して、犬が板壁をよじ登って通過するように訓練する。	
前進 及び 方向 変換	犬を前進させ、又は担当者の指示する方向へ進路を変更して進行させること。	マエヘ	右手の指をそろえて伸ばし、小指を下方にして腕を前方へ伸ばす。	(前進) 担当者は、犬を脚側停座させて左手で犬の首輪を把持し、左足を半歩後方に引いて両膝を曲げ、腰をやや落として声符及び視符を下し、同時に左手を首輪から離す。 犬が前進を始めたら、担当者は左足を右足に引き付けるとともに、右手を垂れて基本の姿勢となる。	
		ミギ ヒダリ	進行させようとする方の手の指をそろえて伸ばし、腕を体側に水平に上げてたなごころを犬に向ける。	(方向変換) 担当者は、犬を20メートルないし30メートル前進させて、「踞座」を命じ、犬が停止して担当者の方を向いたら犬に注目したまま、進行させようとする方向の側の足を同方向に半歩開くと同時に、同じ側の手で胸部前から頭上に大きく弧を描くようにして、声符及び視符を下す。 犬が指示した方向へ進行し始めたら、担当者は開いた方の足に他方の足を引き付けるとともに、手を垂れて基本の姿勢となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ミギ」又は「ヒダリ」は、担当者からみた右又は左をいう。</li> </ul>
咆哮	犬に吠えさせること。	ホエロ ヤメ	右手の示指を伸ばして手を握り、示指を上に向けて担当者の口先に持つていく。	担当者は、犬を脚側停座させて「踞座」を命じて、2メートルないし3メートル離れた位置から犬に向かって注目し、右足を半歩前へ踏み出して声符及び視符を下す。 咆哮をやめさせるときは、強い語調で「ヤメ」と声符を下す。犬が咆哮をやめたら、担当者は左足を右足に引き	

				付けて基本の姿勢となる。 訓練の進度に応じて、犬を伏臥させて咆哮訓練を行う。	
環境 馴致	いかなる環境の変化に遭遇しても犬が平常心を失うことのないよう馴れさせること。			<p>担当者は、犬を時々街頭に連れ出して通行人、自動車等に馴れさせたり、夜間の運動や訓練によって環境の変化に馴れさせていく。</p> <p>また、他の訓練中に付近で自動車の爆音、銃声等を発して各種の音響に馴れさせる。</p> <p>そのほか、自動車やヘリコプター等による搬送訓練を行って、犬の乗物酔いを防止したり、訓練中の犬を犯罪捜査現場等へ出動する犬と一緒に連れて行き、現場の雰囲気や騒音に馴れさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境馴致は、幼犬時から行うこと。</li> <li>・銃声に対する馴致は、はじめは小さい音で訓練すること。</li> </ul>

別記 嗅覚訓練要領

訓練細目	意義	指 示		訓練要領	備考
		声 符	視 符		
足跡追及	足跡に残された臭気から人の行動経路を追及すること。	サガーセ	右手の示指を伸ばして手を握り、足跡等を指さし、又は右手で原臭物品を持って犬の鼻に近づける。	<p>足跡追及は、搜索紐を用い、初めは草地等においの存続に適した条件の場所を選んで、短い距離による訓練を行い、徐々に距離を伸ばしていく。</p> <p>(直線における訓練)</p> <p>担当者は、犬を停座させて待たせ、犬の好む物品(ボールなど)に担当者の臭気を付着させて犬に示した後、出発地点の地面を踏みつけて足跡臭を着け、約10メートル前進して足跡線上に物品を置いて出発地点に戻る。</p> <p>次に、担当者は犬とともに出発地点に進み、左手で搜索紐を把持したまま、右手で踏みつけた地面を指さして臭気がかがせ、犬が臭気を十分記憶したところを見計らって声符を下す。</p> <p>この場合、足跡に代えて物品を原臭として使用するとき、犬を停座(又は伏臥)させ、右手で物品を持って犬の鼻に近づけ、物品に付着した臭気がかがせて追及させる。</p> <p>犬が追及を始めたら、担当者は、搜索紐を徐々に伸ばして、犬の5メートルないし6メートル後から追従し、犬が確実に足跡を追及して物品を発見するよう訓練する。</p> <p>訓練の進度に応じて、追及させる距離を伸ばし、足跡線上の数箇所物品を置くなどの方法で訓練する。</p> <p>(弧状線、屈折線における訓練)</p> <p>直線における足跡追及を習得した犬に対して、足跡のコースを弧状線、屈折線に変え、前記の要領で足跡追及の訓練を行う。</p> <p>足跡線の作り方は、約10メートル直進した後、左右いずれかの方向に進路を変え、初めは穏やかな弧線上を描くようにし、徐々に弧状線の湾曲度を増していき、やがては直角に曲がる屈折線や、さらに、鋭角に曲がる屈折線へと変えていく。</p> <p>訓練の進度に応じて屈折地点を増し、又は屈折線に弧状線を加えたコースにおける訓練や、訓練場所を土砂地や舗装道路に変えて訓練するほか、足跡臭</p>	

				を着けてから訓練開始までの時間を長くしたり、第三者の足跡臭を追及させる等実践的な訓練を行う。	
臭気 選別	臭気の異 同識別によ り、指示し た白布と同 一臭気の付 着した白布 を選び出さ せること。	サガーセ	右手で原臭 物を持って犬 の鼻に近づけ る。	(選別台上の単一白布を持来する訓練) 担当者は、犬を出発地点に停座させて待たせ、白布に、担当者の臭気を付着させて犬に示した後、前方の選別台上に置いて出発地点に戻り、これを犬に持来させる訓練を行う。 犬が白布を持来したなら、担当者は犬を脚側停座させて白布を受け取る。	・ 出発地点から選別台までの距離は、5メートルないし10メートルとするが、はじめは短い距離で訓練すること。
				(原臭をかがせて選別台上の単一白布を持来する訓練) 白布2点に担当者の臭気を付着させ、1点を選別台上に置き、他の1点を原臭とする。 担当者は、出発地点において犬を脚側停座させ、左手で首輪を把持し、右手で原臭白布を持って犬の鼻に近づけて臭気をかがせる。 犬が臭気を十分記憶したところを見計らって「サガーセ」と声符を下し、左手を首輪から離して犬に白布を持来させる。	
				(担当者の臭気を付着させた白布を選別させる訓練) 担当者の臭気を付着させた白布のほかに、無臭に近い白布2点位を誘惑白布として選別台上に置き、前記の要領で原臭をかがせて担当者の臭気を付着させた白布を選別させる。 担当者の臭気を付着させた白布を置く位置を変えて訓練するほか、進度に応じて誘惑白布の数を増やし、あるいは誘惑白布を無臭に近いものから、第三者の臭気を付着させたものに変えて訓練を行う。	・ 各白布に他の臭気が付着しないように取扱いに注意すること。
				(第三者の臭気を付着させた白布を選別させる訓練) 担当者の臭気による選別訓練を習得した犬に対して、第三者の臭気による訓練を行う。 原臭及び選別させる白布(対照臭)に付着させる臭気を第三者のものとし、誘惑白布に他の第三者の臭気を付着させて前記の要領で訓練を行う。	
				(原臭と同一臭気の白布がない場合の訓練) 前記の選別訓練を完全に習得した犬	・ この訓練を連続して行うと、犬が意欲

			<p>に対して、原臭と同一臭気の白布がない場合の訓練を行う。</p> <p>第三者の臭気を十分付着させた白布を選別台上に置き、これと異なった臭気を原臭としてかがせて出発させ、原臭と同一臭気の付着した白布がない場合は、犬が白布を持来しないよう訓練する。</p>	<p>を失うおそれがあるから、注意を要すること。</p> <p>・この訓練の後で、原臭と同一臭気の白布を置いた訓練を行い、犬が自信を失うことのないよう配慮すること。</p>
地域 搜索	<p>犬に臭気を記憶させて一定の地域を搜索させ、これと同一の臭気を有する人又は物品を発見すること。</p>	サガーセ	<p>右手で原臭物を持って犬の鼻に近づける。</p>	<p>担当者は、空き地、野原、河川敷等において、自己又は他人の臭気を付着させた物品を隠匿しておき、出発地点で犬を停座(又は伏臥)させて左手で犬の首輪を把持し、右手で隠匿物品と同一臭気を付着させた物品を持ち、犬の鼻に近づけて臭気をかがせる。犬が臭気を十分記憶したところを見計らって声符を下すとともに、左手を首輪から離して犬に物品を搜索させる。</p> <p>担当者は、犬に追従するか、又は出発地点その他適宜の位置にとどまって、犬の行動を監視し、犬が物品を発見した場合は、その場で咆哮又は停座して担当者に知らせるよう訓練する。</p>

別記 警戒訓練要領

訓練細目	意義	指 示		訓練要領	備考
		声 符	視 符		
対人警戒	犬が人を怖がったり、未知の者に対して警戒を怠ったりしないように訓練すること。			<p>犬を係留しておき、未知の者を犬に近づけて棒を振り上げ（場合によっては犬を軽打する）たり、地面を踏みならすなどの挑発的行動をとらせ、担当者は犬に「咆哮」を命じて未知の者に対する警戒心を養成する。</p> <p>また、人を怖がったり、むやみに吠えたりする犬は、訓練中第三者を立ち会わせたりして人に馴れさせる。</p>	
物品監守	監守を命じられた物品を奪取されないように守ること。	マモレ	<p>右手の示指を伸ばして手を握り、監視させる物品を指さす。</p>	<p>この訓練は、犬の物品占有欲を利用して行う。</p> <p>犬を適当な場所に係留しておいてまくら型パット等を投げ与え、犬がこれをくわえて遊び始めたら、担当者はその一端をつかんで軽く引っ張る。犬がまくら型パット等を取られまいとして頑張ったら、担当者は犬と引っ張り合いをして適当な時期に手を離し、犬に自信を持たせるようにする。この訓練を反復することにより、犬の物品に対する占有欲を高める。</p> <p>次に、助手（「仮想犯人」。以下同じ。）を使って訓練を行う。</p> <p>担当者は、係留した犬を伏臥させ、犬を前方約1メートルのところに物品を置いてこれを指さし、「マモレ」と声符を下して監守を命じた後、その近くで動作を見守る。</p> <p>助手に犬の数メートル前方を往復させてから、犬に接近して物品を奪取する動作をさせ、担当者は、助手が奪取する態勢を示した機をとらえて、犬に咆哮を命ずる。</p> <p>助手は犬が咆哮すると同時に驚いたような態度で引き下がり、一呼吸、間において再度物品の奪取を図って、助手が一度退いても安心できないことを犬に教えて警戒心を養成する。</p> <p>担当者は、助手に犬に向かって手を振り上げたり、棒でおどしたりしながら、物品の奪取を図らせて、犬に監守の要領を習得させるとともに、担当者が咆哮を命じなくても助手の動作によって咆哮するよう訓練する。</p> <p>訓練の進度に応じて、複数の助手に同</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品監守中は、担当者以外の者が呼んだり、他の物品を与えたりしても、その場を離れたり、監守をおろそかにすることのないよう訓練を徹底すること。</li> <li>・訓練中に犬が立ち上がったときは、伏臥を命じて伏臥の姿勢で監視できるよう訓練すること。</li> <li>・助手が近寄っただけでは咆哮せず、物品奪取の動作があってから咆哮するよう訓練すること。</li> </ul>



			<p>時に物品の奪取を図らせ、又は犬に物品の監守を命じた後、担当者は少し離れた位置から犬の動作を見守り、助手に物品の奪取を図らせて訓練を行い、さらに、犬に見えない位置で犬の行動を監視しながら同様の訓練を実施して、数人の助手に対する警戒や、担当者がその場になくても物品監守ができるように訓練を徹底する。</p> <p>以上の訓練ができるようになったら、係留紐を外して同様の訓練を行う。</p> <p>この訓練では、物品監守中は、担当者以外の者が呼んだり、他の物品を与えたりしても、その場を離れたり、監守をおろそかにすることのないよう訓練を徹底するとともに、物品に気を取られ過ぎて対人警戒を怠ることのないよう訓練をすること。</p>
攻撃	<p>犯人の抵抗を抑止し、あるいは、逃走を防止するため、犬に相手の腕の着衣を咬捕させること。</p>	オソエ	<p>右手の示指を伸ばして手を握り、犯人を指さす。</p> <p>担当者は、犬を係留しておき、まくら型パット等を犬の前で動かして、これを咬ませる訓練を行う。まくら型パットを咬んだならば、担当者はその一端を持ち、犬と引っ張り合いをした上、適当な時期に手を離して犬に自信を持たせる。</p> <p>次に、まくら型パット等を片袖防護衣に替えて前記の要領で訓練を行う。犬が十分咬捕するようになったら、担当者の右腕に片袖防護衣を着けて、同様の訓練を行い、咬捕することを完全に習得させてから、助手を使って訓練する。まず、助手の右腕に片袖防護衣を着付させ、これを犬に咬捕させる訓練を行う。犬が咬捕したならば、助手は犬と引っ張り合いを行い、犬に引きずられるようにして適当な時期に片袖防護衣を脱ぎ捨て、犬に自信を着けさせる。</p> <p>次に、担当者は犬の引き紐を把持し、助手に犬に対する挑発行動をとらせる。助手は、右腕に片袖防御衣を着けて犬に近づき、腕を振り上げたり、犬を棒で軽打するなどの敵対行為をする。</p> <p>担当者は、引き紐を押さえ気味に把持して、右手で助手を指さしながら犬をけしかけ、犬の興奮が十分高まったところを見計らって「オソエ」と声符を下して引き紐を緩めてやる。犬が片袖防御衣を咬捕したならば、助手は体を動かし、犬を振り回すようにして犬の咬捕力の強化を図る。</p> <p>片袖防御衣による訓練を十分実施した</p>

			<p>後、助手に全身防御衣を着用させて訓練を行うが、その要領は片袖防御衣の場合と同様である。</p> <p>以上の訓練を習得したならば、犬の引き紐を外して同様の訓練を行う。</p> <p>また、攻撃訓練を常に防御衣を着用して行くと、犬は防御衣以外は咬捕しなくなるおそれがあるので、前記の訓練を習得した犬に首輪を着けて、平服の助手を攻撃する態度をとらせたり、又は分厚い皮等で細身に作成した片袖防御衣を平服の下に着用して前記の要領で咬捕訓練を行い、防御衣着用の有無にかかわらず、担当者の命により攻撃ができるよう、実戦的な訓練を徹底する。</p>	
		ヤメ	<p>右手の指をそろえて伸ばし、たなごころを犬の顔の前に持っていく。</p> <p>(攻撃中止)</p> <p>助手を使つての攻撃訓練と並行して、攻撃中止の訓練を行う。担当者は、助手が着用した片袖防御衣を犬にしばらく噛ませた後、犬の右斜め後方約1歩のところで犬に向かい、左手で引き紐による刺激を与えるとともに鋭く強い語調で「ヤメ」と声符を下し、同時に右手で静止するよう視符を下す。</p> <p>初めは、犬が興奮していてなかなか中止しないことがあるので、担当者は犬の首輪をつかんで強く静止するが、それでも中止命令に従わないときは、体に刺激を与えるなどして攻撃を中止させる。犬が攻撃を中止したら、直ちにその場に伏臥を命じて助手の行動を監視させ、担当者は助手の身体検査を実施する。</p> <p>助手は、「ヤメ」の声符と同時に行動を停止するが、隙を見て再び挑発的な行動を起こし、担当者がすかさず犬に攻撃を命ずるなどの方法により、犬が常に警戒心を持って助手を監視するよう訓練する。</p>	<p>・攻撃中止の命令に従わない犬を実戦に使うことは危険であるから、中止訓練は徹底して行うこと。</p>
禁足 咆哮	威嚇咆哮して犯人の逃走を阻止すること。	オエ	<p>右手の示指を伸ばして手を握り、犯人を指さす。</p> <p>担当者は、引き紐を把持して犬を伏臥させ、助手を指さして犬に示した後、助手を逃走させる。犬が追跡しようとしても引き紐を押さえておき、助手が20メートルないし30メートル逃走したとき、声符及び視符を下し、引き紐を緩めて犬とともに助手を追跡する。</p> <p>助手は、犬が近づいてきたら逃走をやめて立ち止まる。</p> <p>担当者は、犬とともに助手を追い越して前方に回り、助手から2メートルないし3メートル離れた位置で助手に向かっ</p>	

				<p>て犬に咆哮させる。この場合、犬が助手にかみつかないように引き紐を強く押さえて把持し、犬が咆哮しながら助手の逃走を阻止するよう訓練する。</p> <p>また、助手に棒などを振り上げて反撃する動作をさせ、助手が向かってきても犬が逃げ出すことのないように訓練する。</p> <p>訓練の進度に応じて、引き紐を外し、同じ要領で訓練を行う。</p>	
凶器奪取	犯人の所持する凶器を奪取すること。	ウバエ	<p>右手の示指を伸ばして手を握り、犯人を指さす。</p>	<p>担当者は、木刀、模擬刀剣類、模擬銃砲等の適当な部位に布等を巻きつけ、これを犬に咬捕させる訓練を行う。</p> <p>犬が凶器を咬捕するようになったら、助手に凶器を持たせてこれを振り上げたり、銃声を発したりさせて挑発的行動をとらせ、担当者は引き紐を把持したまま、攻撃訓練の要領で犬をけしかけ、凶器を咬捕して奪取させる。犬が凶器を奪取したならば、担当者は犬を脚側停座させて、これを受け取る。</p> <p>訓練の進度に応じて、引き紐を外して訓練を行い、紐がなくても犬が担当者の指示どおりに行動するよう訓練を徹底する。</p>	
犯人護送	担当者の犯人護送に犬が同行すること。			<p>担当者は、助手に防御衣を着用させて、右手で助手の左肘を後方からつかんで助手の左斜め後方を歩いて連行し、犬を脚側行進の要領で同行させる。</p> <p>護送中、助手に担当者を突き飛ばして逃走させ、また、他の助手に担当者を襲撃して助手の奪還を図らせ、逃走する助手や襲撃する助手を追跡、咬捕させるなどの方法により護送の訓練を行う。</p>	<p>・犬が絶えず助手の挙動と担当者の動作に注意しながら、進行するよう訓練すること。</p>

別記様式

犬 籍 カ ー ド

犬名				登録 番号		
犬種		性別	牡	牝	毛色	
					毛種	
生 年 月 日 (和暦で記載すること)		年 月 日				
担 当 者 〔嘱託警察犬に あつては訓練者〕	所 属 (訓練所名)	(電話番号 )				
	氏 名	(階級 ) 年 月 日生				
元 所 有 者 〔嘱託警察犬にあ つては現所有者〕	住 所					
	氏 名	年 月 日生				
配置 (嘱託) 年月日 (和暦で記載すること)		年 月 日				
親 犬		経 歴				
父 犬	犬 名					
	登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色					
母 犬	犬 名					
	登録番号 訓練資格 種犬認定 毛 色					